

定 款

東 洋 精 糖 株 式 會 社

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は東洋精糖株式会社と称し、英文ではToyo Sugar Refining Co., Ltd. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 砂糖の製造、加工及び販売並びに製糖副産物の加工及び販売
 - (2) 食料品の製造、加工及び販売
 - (3) 物品の保管及び運輸
 - (4) 不動産の売買、仲介、斡旋、建築、管理及び賃貸並びに倉庫業
 - (5) 観光、娯楽、教育、スポーツ施設及びホテル、飲食業の経営
 - (6) 飲食物、煙草、スポーツ用品、レジャー用品、日用雑貨類、衣料、楽器、音響機器、美術工芸品、出版物の販売、並びに酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品、飲料品、食品添加物、砂糖以外の糖類、飼料、肥料、及びこれらの原料の製造及び販売
 - (7) 情報の処理・提供・通信、その他情報サービス並びにソフトウェアの設計・製作及び販売
 - (8) 駐車場、自動車修理工場、ガソリンスタンド及び洗車場の経営並びに自動車、自動車部品及び用品の販売
 - (9) 農林業並びに農林生産物の加工及び販売
 - (10) 生命保険募集に関する業務及び損害保険に関する各種代理業務
 - (11) 前各号に附帯関連する一切の事業
2. 前項の目的を遂行するため他と共同してこれを営み又は他に出資し若しくは他会社の発起人となることができる。

第 3 条 (本店の所在地)

当社は本店を東京都中央区に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は1,800万株とする。

第 6 条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 7 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は100株とする。

第 8 条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 (株式取扱規則)

当社の株主権行使の手続き及びその他の株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿の作成及び備置き、その他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

第11条 (招集及び招集地)

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

2. 株主総会は、本店の所在地のほか、東京都区内において招集する。

第12条 (基準日)

当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第13条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第17条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名して当社に保存する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条 (取締役会の設置)

当社は、取締役会を置く。

第19条 (員数)

当社の取締役は、15名以内とする。

第20条 (選任方法)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名及び必要により他の役付取締役を選定することができる。

第23条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の4日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第26条 (取締役会の決議の省略)

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

第27条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名して当会社に保存する。

第28条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第29条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第30条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第31条 (相談役、顧問)

当会社には、必要あるときは相談役、顧問を置くことができる。

第5章 監査役及び監査役会

第32条 (監査役及び監査役会の設置)

当会社は、監査役及び監査役会を置く。

第33条 (員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第34条 (選任方法)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第35条 (任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第36条 (常勤の監査役)

常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。

第37条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の4日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第38条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第39条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名して当会社に保存する。

第40条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第41条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第42条 (監査役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第43条 (会計監査人の設置)

当社は、会計監査人を置く。

第44条 (選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第45条 (任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第46条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第47条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第48条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第49条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第50条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3カ年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(昭和24年11月29日制定)

(昭和49年12月27日改正)

(昭和50年12月24日改正)

(昭和52年12月27日改正)

(昭和56年12月25日改正)

(昭和58年12月22日改正)

(昭和63年12月16日改正)

(平成 3年 6月27日改正)

(平成 6年 6月29日改正)

(平成10年 6月26日改正)

(平成13年10月 1日改正)

(平成14年 6月27日改正)

(平成15年 6月26日改正)

(平成18年 6月23日改正)

(平成21年 6月19日改正)

(平成24年 6月21日改正)

(平成29年 6月22日改正)

(令和 4年 6月23日改正)